

じ ただじ たびじ ながじ なみじ
のじ つくしじ はまじ はゆまじ ひろ
こうじ ふなじ よかりじ まさごじ
みなとじ みやこじ みやじ やまじ
やまとじ やみじ ゆめじ よきじ
わかれじ

(じ乳) そえじ ほそじ むなじ

ニ 語源の明らかに意識されないもの

かたず むしず さかづき いのこづち くちづつ
てずつ ゆうづつ てずま あますら みすら び
んすら おとずれる

五 同じ語でツズ両様の発音のあるものズは

「ず」

みおつくし	なつける
みおづくし	なずける (てなずける)
むつかしい	みいつ 一つのおたけび
むずかしい	みいず いずのおたけび

第四 「お」「おう」「おお」

一、ア列音につづくオ (アオ、カオ、サオの類)
はすべて「お」

イ 旧かなづかいで「を」「ほ」と書いていたもの
あお、かお、さお、みさお、みおつくし：：等

ロ 旧かなづかいで「ふ」と書いたもの

あおい (葵) × あおぐ (仰) あおる (煽) × あお
り (煽・障泥) × あおむく あおむける あおむき
あおむけ (仰) たおす たおれる いしゃだおし
みかけだおし くだおす きだおれ くだおれ
けいかくだおれ ゆきだおれ (倒)

二、オ列音につづくオ (オオ、コオ、ソオ、キョ
オ、シヨオの類)

イ 旧かなづかいでア列またはオ列のかなに「う」
または「ふ」をつづけたもの (あう、あふ、かう、
かふ、こう、こふの類) は、すべてオ列のかなに
「う」をつけて書きます。

おうむ、おうぎ かおう (買はう) こうじ (麴) ×
こうばしい (香) 書こう、むこう (向) じゅう

そう(重曹)× そうろう(候) ぞうきん きの

う(昨日)× きょう(今日) ほうる(放)

ほうき(箒)×

ロ 旧かなづかいでオ列のかなに「ほ」「を」をつづ

けたもの(あを、なほの類)は、オ列のかなに「う」

をつけて書きます。

直衣ナホシ——のうし 青梅棉× アヲメ——お

うめわた 素襖× スアヲ——すおう 赤穂義

士 アカホ——あこうぎし

ハ 旧かなづかいでオ列のかなに「ほ」「を」をつづ

けたもの(おほ、こほ、とほ、とをの類)はすべて

オ列のかなに「お」をつづけて書きます。

いきどおる いとおしい

おおい(多) おお…:

おおきい、おおきな おおいに(大) おお…:

おおぜい、おおもて、おおかせ等

おおかた おおげさ おおどか、おおっぴら お

おまか、おおよそ、おおらか、おおろか

おおす(生) おおせ(仰) おおせる(課)

しおおせる(了)

おおい(被) おおう

おおかみ(狼)× おおやけ(公)

こおり(氷・郡) うすごおり あつごおり

こおろぎ

コウリ(梱)×
チヨウロギ

そおず(案山子)

とお(十) とおか にひやくとおか

とおい(遠) とおのみかど えんどお まどお

まちどお とおあさ とおえん とおざかる とお

ざける とおのく…:

とおす(通)

とおし ありどおし かぜとおし すどおし せん

まいどおし せんごくどおし しどおし

とおる

とおり すどおり 右のとおり くぶどおり

ほお(頬)× ほおえむ ほおかぶり ほおげた

ほおぼね ほおづえ ほおひげ ほおばる ほおずり ほおな

めずり ほおべに「ホウ(方)」

ほおのき ほおば

ほおじろ

ほおずき

うみほおずき せんなりほおずき

ほのお(炎)

もよおす もよおし(催) 「キノウ(昨日)」

「注意」 旧かなづかいで「ふ」と書いたものは

ア列音につづいてオとよまれるもの「お」

あふぐ——あおぐ

ア列オ列のかなにつづいてオ列長音によれるもの

「う」 あふぎ——おうぎ

ウとよまれるもの「う」 あふ——あう

そのほか、漢字のあてかたによっても、またことばの音のちがいによっても、表記形式にちがいを生じます。

漢字のあて方によるちがい

（おおへい(大柄)） おおまがとき(大禍時)

（おうへい(横柄)） おうまがとき(逢魔時)

（おおよう(大様)） こおなご(小女子)

（おうよう(鷹揚)） こうなご(魚の名)

発音のちがいによるもの

（むつかしい） かけい きんちさん

（むずかしい） かけひ きんじさん

禁治産

（しはす）	（だいち）	（ひはだぶき）
（しわす）	（だいじ）	（ひわだぶき）
（れんちゅう）	（ほほべに）	（すなはち）
（れんじゅう）	（ほおべに）	（すなわち）

四 つかわれる範囲とその限界

現代かなづかいという一つの約束ができたわけと、その約束の内容とについては、上によって説明を終えたことになりませんが、では、このかなづかいは、どのような場合につかうものなのでしょうか。昔の文書までもこれにかえるというのでしょうか。われわれが文書をかく際にも、現代かなづかい実施以前の文章や法令などを引用する必要がしばしばおきてきて、現代かなづかい適用の範囲が問題となる場合が多々あると思われまます。

この点については、現代かなづかひのまえがきに、

一、このかなづかひは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。

二、原文のかなづかひによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。

とあります。その第一項にあたる部分を当用漢字表のまえがきでは、